

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者台帳
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>健康福祉部 国保年金課                      （「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療保険の資格、賦課、徴収、給付業務、はり、きゅう、あん摩等施設利用補助業務」に限る。）</p> <p>健康福祉部 健康づくり支援課                      （「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施」に限る。）</p> <p>健康福祉部 高齢者支援課                      （「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施」に限る。）</p> <p>財政部 収税課                      （高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療保険料の賦課、徴収業務のうち、我孫子市公金徴収一元化に関する事務取扱規程に基づく業務に限る。）</p>
個人情報ファイルの利用目的	<p>● 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療保険の資格、賦課、徴収、給付業務、はり、きゅう、あん摩等施設利用補助業務</p> <p>● 高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施</p>
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	<p>1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 被保険者情報、9 異動事由、10 更正事由、11 異動日、12 徴収区分、13 保険料情報、14 異動情報、15 期割増減額情報、16 特徴年金情報、17 算定結果・賦課計算基礎情報、18 被扶養者軽減算定基礎情報、19 収納状況、20 合併関連情報、21 振替口座情報、22 送付先情報、23 還付・充当情報、24 徴収情報</p>

本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	高齢者の医療の確保に関する法律第50条及び第51条に基づいて、後期高齢者医療に加入した住民資格喪失者、加入世帯の世帯員を含む。	
記録情報の収集方法	本人及び代理人からの後期高齢者医療保険に関する届出、当該実施機関の内部及び国・他の地方公共団体への文書照会に対する文書回答、千葉県後期高齢者広域連合基本システムからのデータ照会。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる。	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者広域連合、 NECネクサソリューションズ株式会社（基幹システム受託業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係 （行政情報資料室）	
	（所在地）〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するマニュアル処理ファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		